

宮城県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム用端末等
賃貸借仕様書

平成28年3月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

宮城県立循環器・呼吸器病センター

1 概要

本仕様書は宮城県立循環器・呼吸器病センター(以下、「病院」という。)で使用中の医療情報システム(以下、「システム」という。)に接続して端末機器として使用するパーソナルコンピュータを始めとした各種端末(以下「システム端末等」という。)の賃貸借並びにそれらの保守業務及び賃貸借契約終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

2 履行・納入場所

宮城県立循環器・呼吸器病センター (宮城県栗原市瀬峰根岸55-2)

3 納期

平成28年9月30日

4 賃貸借期間及び保守期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

5 医療情報システム導入業者との調整

本調達に係る機器は、下記業者(以下、「システム導入業者」という。)が導入したシステムに使用するものであることから、機器の納入等については、契約締結後、発注者の指示に基づき下記システム導入業者とも調整を行うこと。

システム導入業者:

ソフトマックス株式会社 仙台営業所

(所在地 仙台市青葉区二日町13-18ステーションプラザビル502)

6 納入条件等

(1) 規格・数量

イ 賃借の対象となるシステム端末等の機器種別と台数は、(別紙1)「システム端末等台数表」に示した通りとする。

ロ 一般型PC端末(デスクトップ型)のうち病院が指定した6台については、読み込み24倍速以上のDVD-ROMドライブ(外付けドライブでの対応を可とする)を装備すること。

ハ システム端末等の仕様は、(別紙2)「機器仕様一覧表」に示した通りとするが、PC端末(高精細モニタPC端末、検体検査用PC端末、一般型PC端末(デスクトップ型)、一般型PC端末(ノート型))は、(別紙2)「機器仕様一覧表」に示した仕様をもとに、全賃貸借期間に渡って病院のシステムが不足なく動作するための機能と性能を有するものにより構成すること。

(2) 基本要件

- イ PC端末は、業務上の必要やシステム障害への対応等により行う配置変更を柔軟に行えるよう、同一の機器種別の機器は同一の機種とすること。
- ロ PC端末は、本調達に係る対象システム等((3) に詳細を示す)について、(別紙3)「PC端末一覧表」に列挙のある中から病院が選択した任意の組合せで同時に(相乗りさせて)使用できる構成のものであること。
- ハ 一般型PC端末(ノート型)は、無線LANもしくは有線LANでの利用を選択でき、ネットワーク接続の方法を病院が後から設定変更可能であること。
- ニ 各種プリンタは、市販の用紙が使用できるばかりではなく、病院が指定する用紙にも対応できること。
- ホ A4モノクロプリンタ及びA3カラープリンタについては、導入後のトレイ増設が可能であること。また、業務上の必要やシステム障害への対応等により行う配置変更を柔軟に行えるよう、同一機器種別の機器は同一の機種とすること。

(3) 対象システム等

[医療情報システム]

- ・ 亀田医療情報製 電子カルテシステム「K A I」
- ・ 亀田医療情報製 在庫管理支援システム「K A I」
- ・ 亀田医療情報製 看護支援システム「K A I」
- ・ エスエフシー新潟製 「看護勤務表作成システム」
- ・ ソフトマックス製 医事会計システム「P l u s U s V 9」
- ・ ニッセイ情報 様式1作成支援システム 「コードファインダーl i g h t」
- ・ 富士フイルムメディカルITソリューションズ製「統合部門システム」
- ・ 富士フイルムメディカルITソリューションズ製「文書管理システム・ヤギー」
- ・ 富士フイルムメディカルITソリューションズ製「病理検査部門システム」
- ・ ライジンシャ製 「検体検査支援システム」
- ・ フクダ電子南東北販売製 生理検査システム ※ビューアのみ
- ・ 東芝メディカルシステムズ製 画像システム ※ビューアのみ
- ・ BSNアイネット製 インシデントシステム ※ショートカットのみ作成

[その他ソフトウェア]

- ・ キヤノンITS製 ウイルス対策ソフトESETNOD32
- ・ MicrosoftOfficeExcel ※2010以降のバージョンであること
- ・ 医用辞書

(4) 初期設定等

- イ OS等の初期セットアップが完了していること。
- ロ PC端末のHDDの論理パーテーション設定は、契約締結後に病院担当者及びシステム導入業者と協議して決定したものとすること。
- ハ PC端末に接続する周辺機器等に関する各種ドライバの導入と設定が完了していること。
- ニ 各システム端末等のユーザ権限が宮城県の指定するレベルに準じて制限されていること(制限レベルは契約締結後に病院から提示する。)
- ホ PC端末のセキュリティ設定は、契約締結後に病院から示すセキュリティポリシーに従ったものとすること。
- ヘ DVDドライブを搭載するPC端末については、特に指定が無い限り、各種メディアの読み込みを無効とするよう設定し、その設定は病院担当者またはシステム導入業者以外が容易に変更できない仕組みを提供すること。
- ト USBポートについては、物理的にポートをふさぐ事無くUSB大容量ストレージを認識しないよう設定し、その設定は病院担当者またはシステム導入業者以外が容易に変更できない仕組みを提供すること。
- チ LAN設定(コンピュータ名、IPアドレス及びプロキシサーバ等)が完了しており、病院内のLANに接続するだけで利用できる状況であること。なお、現在のIPアドレスの付与状況等、各種ネットワーク設定に必要な情報は契約締結後に病院から提示する。
- リ 一般型PC端末(ノート型)については原則として無線LANを使用するため、現在のワイヤレス環境及びアクセスポイント設置場所を把握し、病院が示すセキュリティポリシーに従い無線LAN設定をすること。なお、セキュリティポリシーは、契約締結後に病院から提示する。
- ヌ プリンタのドライバ及びLANポートの設定を完了し、LAN接続するだけでネットワークプリンタとして利用できること。
- ル A4モノクロプリンタについては、給紙トレイごとにドライバを設定し、指定した用紙が同一サイズであっても用途に応じて用紙を選択し印刷できること。
- ヲ PC端末のうち高精細モニタの接続を行うよう指定したものに対しては、高精細モニタと標準モニタのマルチモニタ構成とし、画像ファイル及びレポート等について任意にどちらのモニタでも利用できるよう設定すること。
- ワ 機器種別が「検体検査用PC端末」である端末に対しては、検体検査支援システムと(別紙4)「分析装置一覧」に示す装置との接続設定を行うこと。
- カ PC端末については(別紙3)「PC端末一覧表」に示す通りの各種システムのインストールに加え、データベースサーバとの接続・設定、ネットワーク設定、周辺機器のドライバ設定、プリンタの既定出力先設定等、システムを利用するために必要な設定等がなされていること。

ヨ PC端末のうち、特に指定のある端末(薬剤部で使用するもののうち一部)は、当院で使用中のハンディ型2次元バーコードリーダーとの接続設定を行うこと。

(5) 機器の納入と設置

イ 納入の日程と手順については、病院担当者及びシステム導入業者と調整の上、病院診療業務の妨げや患者の迷惑とならないよう十分に配慮し、事前に病院の承認を得ること。

ロ 詳細な設置場所については、設置時に各部門の担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

ハ 原則として全ての賃貸借物品に、受注者名及び識別コード(機器名称、ユーザ名称等)を記載したシールが確認しやすい位置に貼付してあること。

ニ 端末設置の際は、原則として現在と同一のコンピュータ名並びに、同一の固定IPアドレス及びプロキシサーバ等のネットワーク設定を行った端末と、現在配置されている端末を置き換えること。なお、現在使用中の端末等のネットワーク設定情報は、契約締結後に病院から開示する。

ホ 設置・置き換え時には、個々の端末デスクトップ上にある個別フォルダ及びファイルを一時退避して新端末へ移行すること。

ヘ 辞書設定を端末ごとに退避し、新端末へ反映すること。

ト 設置上必要となる電源配線、ネットワーク等配線部材は既存のものを利用すること。ただし、既存端末の置き換えに当たって既存機器との仕様相違により配線等の増設が必要となる場合は、事前に病院と協議して承認を得ることとし、そのための費用は受注者の負担とする。

チ 梱包材等は受注者の負担により処分すること。

リ 既存端末は、病院担当者の指示に基づき院内の指定の場所へ移動すること。

ヌ 導入作業中に発生した障害に対しては、速やかに対応し、導入作業全体に遅滞が発生しないようにすること。

ル 導入作業中も通常の医療業務を行っているため、職員及び患者の安全確保の面から端末等の開梱及び設定作業は院外で行うこととし、それらの作業場所は受注者が確保すること。また一定期間機器を院外にて保管する場合には、病院担当者及びシステム導入業者に対し、預かり管理及び払い出し管理表を提出すること。
なお、預かり管理及び払い出し管理表の様式は任意とする。

(6) 動作確認

イ 医療情報システムの動作確認テスト

- ・導入されているすべての医療情報システムの動作確認並びに各部門システムとの連携テストを行うこと(端末更新前と同様の環境及び操作を実現すること)。

ロ 動作確認作業に関する要件

- ・今回納入した全ての医療情報システム端末並びに周辺機器について、動作確認を行うこと。
- ・動作確認の完了後、確認結果について速やかに報告書を作成し、病院担当者に提出すること。

(7) その他

- イ PC端末のうち、一般型PC端末(デスクトップ型)と一般型PC端末(ノート型)に対しては、それぞれ端末再設定用メディアとともに、端末再設定用メディアを用いた再設定方法を記載した説明書を作成し、各5組ずつを合わせて納入すること。
- ロ PC端末再設定用メディアは、やむを得ずPCの機種を追加または変更する場合には、追加または変更後の機種用のものを作成し、それらも納入すること。
- ハ Windows 7 Professionalにて導入のPC端末については、OSのサポート終了前もしくは病院の指定する時期にWindows 10 Professionalへアップグレードを行うとともに、(4)(5)(6)に記載の事項を受注者が行うこと。端末再設定用メディアを納入した機器種別の端末をアップグレードした際は、アップグレード後の状態へ再設定するための端末再設定メディアと再設定方法を記載した説明書を作成し、機器種別毎に改めて5組ずつを納入すること。

7 導入計画

受注者は契約締結後、全ての賃貸借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を、病院担当者及びシステム導入業者と協議の上作成し提出すること。導入計画書には、以下の内容を明記すること。

- (1) 落札から納品までの作業内容及び日程
- (2) 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間
- (3) その他、上記以外の項目であっても、導入にあたり特に注意を有する事項がある場合は、必ず明記すること。

8 検収

賃貸借物品の搬入据付調整後に、各病院担当者及びシステム導入業者立会いの下、検査を実施し(稼動確認含む)、合格をもって検収とする。

9 保証

賃貸借物品は、検収後1年間は無償保証期間とし、この期間中に発生した故障で、受注者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、

速やかに無償で修復すること。ただし、各機器・製品等についてその製造者の無償保証期間が1年間を超えるものについては、製造者の保証する期間を無償保証期間とすること。

なお、受注者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復を行うこと。

10 保守

- (1) 賃貸借物品の保守期間は、(別紙1)「システム端末等台数表」に示した通りとし、これに係る費用は全て入札金額に含むものとする。
- (2) 賃貸借物品に対し必要の都度点検を実施し、その性能・機能の保全を図ること。
- (3) 本調達に係る機器は当院の医療情報システムにて使用されることから、保守及び修理等は、医療情報システムの保守業者(以下、「システム保守業者」という。)とも調整を行うこと。

現在のシステム保守業者:

ソフトマックス株式会社 仙台営業所

(所在地 仙台市青葉区二日町 13-18 ステーションプラザビル 502)

- (4) 受注者は、賃貸借期間中に年1回以上定期点検(各種プリンタに限る)を実施すること。
- (5) 賃貸借物品に障害が発生し、病院又はシステム保守業者から障害回復の要請を受けた場合は、連絡を受けた翌日(土日祝祭日は除く)までに現地に赴き、修復を行うこと。なお、修復に日数を要する場合は、代替品を提供し、病院が滞りなく日常業務を遂行できるようにすること。
- (6) 受注者は点検及び障害対応に関して、講じた対策、修理所見等をその都度翌営業日までに報告書として病院に提出し、確認を受けること。
- (7) 賃貸借物品の保守に対し、下記に該当するものを除くものとする。
 - イ システム端末等の正常動作に影響を与える改造が受注者に断りなく行われたもの
 - ロ 発注者の責めに帰すべき事由による故障の修理
 - ハ 天災、事変、その他不可抗力、両者いずれの責めにしがたい事由による故障の修理

11 納入機器の撤去

契約期間満了後、発注者の選択により賃貸借機器の返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却対象の賃貸借機器に関する回収・解体・廃棄及びデータの削除に係る全ての費用は、契約金額に含むものとする。

なお、データの消去方法は物理的な破壊又は米国家安全保障局(NSA)推奨方式以上のセキュリティレベルでのデータ削除とすること。

1 2 機密保持

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報(業務に関わる事項及び付随する事項)に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。契約期間終了後は、これら一切の情報を完全に廃棄すること。
- (2) 受注者は、受注者が本業務に当たらせる全ての従事者に対して、次に記載するポリシーを理解及び遵守させ、行動するように管理すること。
 - イ 作業中に知り得た医療情報システム等に係るセキュリティ情報(システム設定、ネットワーク設定、利用者情報等に関するもののデータ及び印刷情報、口頭伝達情報を含む。)については、機密事項とする。
 - ロ 先に記載のセキュリティ情報を不正に使用することを禁じる。
 - ハ 作業中に知り得たプライバシー情報(職員に関するもののデータ及び印刷情報、口頭伝達情報を含む)については、守秘事項とする。
 - ニ 特別に許可した場合を除き、本作業にて知りうる全情報を指定する作業場所以外に持ち出すことを禁じる。
- (3) (1) 及び (2) については、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

1 3 その他

- (1) 全ての賃貸借物品は、機器のハードウェア機能を保持する範囲内において、他の医療情報システム用の端末、もしくは医療情報システム端末以外の用途に使用することができるものとする。
- (2) 全ての賃貸借物品は、循環器・呼吸器病センター以外の地方独立行政法人宮城県立病院機構の2病院(宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター)及び病院機構本部において使用することができるものとする。
- (3) 上記(1) 及び(2) を行う場合、賃貸借物品の用途と使用場所について、発注者から受注者に通知を行い用途変更または使用場所の変更を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。